様式第２号（第７条関係）

誓約書

　白岡市重点対策加速化事業太陽光発電設備等設置費補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

⑴　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３

年法律第１０８号）に基づく固定価格買取制度（ＦＩＴ）の認定又はフィードインプレミアム制度（ＦＩＰ）の認定を取得しないこと。

⑵　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給を行わないものであること。

⑶　地域住民や自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

⑷　関係法令（条例を含む。）の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

⑸　防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備等の設計を行うよう努めること。

⑹　一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。

⑺　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

⑻　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

⑼　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から

国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、

適切な方法により協力すること。

⑽　防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題

が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮

を行うよう努めること。

⑾　補助対象設備等を処分する際は、関係法令（条例を含む。）の規定を

　遵守すること。

⑿　法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室

効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わない

こと。

⒀　発電した電力量の３０％以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費す

ること。

⒁　補助対象設備等について、国や埼玉県からの別の補助金・交付金を受領していないこと。

年　　月　　日　　　　　署名